

江戸川区立臨海小学校いじめ防止基本方針

一 いじめの防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本基本方針は児童の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

2 いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

3 学校及び教職員の責務

全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者、地域、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

二 基本的施策

1 道徳教育等の充実

児童がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚するように、道徳の時間や特別活動において、年3回以上の「いじめに関する授業」を実施する。

2 早期発見のための措置

在籍する児童に対し、年3回アンケート調査を実施する。

3 相談体制の整備

5年生の全児童を対象に、1学期にスクールカウンセラーによる面接を行う。また、各学級で年1回以上の2者面談を行う。

4 インターネットを通じて行われているいじめに対する対策

児童及び保護者に対し、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう情報モラルに関する啓発活動を行う。

三 いじめ防止等に関する措置

1 いじめの防止等の対策のための組織

生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーによる校内委員会を設置し、月1回の定例会を開く。いじめ事案発生時は緊急に開催する。

2 いじめに対する措置

(1) いじめの事実確認

いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、再発を防止する。

(2) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援

状況をきめ細かく把握し、児童の安全を確保する。また、いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラーを活用する。

(3) いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言

いじめ対策委員会が中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。必要に応じ保護者にも指導、助言する。状況に応じスクールカウンセラーと連携し、心のケアを行う。

(4) 保護者間の争いの回避

いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。

(5) 葛西警察署との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは葛西警察署と連携して対処する。

四 重大事態への対応

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、また、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき、次の対処を行う。

- 1 重大事態が発生した旨を江戸川区教育委員会に速やかに報告する。
- 2 緊急にいじめ対策委員会を開き、質問票の使用その他適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
- 3 いじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。